

# 後期高齢者医療制度

## ○被保険者は？

・75歳以上の入

▽誕生日当日から被保険者となります。手続は不要です。

・65歳以上で一定の障がいのある人

▽申請手続きが必要です。

## ○運営の主体は？

長崎県後期高齢者医療広域連合です。

※申請や届出の受付など窓口業務は国保けんこう課で行います。

※各種届出・申請には、被保険者の身分証（公的機関が発行しているもの）が必要です。

## ○75歳到達時

・75歳の誕生日当日からお使いいただけるように誕生月の前月下旬に、資格確認書を送付します。

※8月誕生日の方からはマイナ保険証を持っていらっしゃる方には資格情報のお知らせを送付する予定です。

・「高額療養費支給申請書」を同封しています。あらかじめ口座の登録をしておく、高額療養費が発生した際に、自動的にその口座に振り込まれる仕組みですので、申請書の提出をお願いします。

・保険料は75歳誕生日の翌月に賦課されます。（4月からの月までの誕生日の人は7月）

同封の納付書により納付をお願いします。

納付は口座振替が便利です！



## 保険料の当初決定について

7月中旬に、保険料の決定通知を送付します。

※通知書に記載されている「納付方法」等を、必ずご確認ください。

※納付書が同封されている人は、期限内に納付をお願いします。

## 保険料均等割の軽減について

- ① 低所得者の方は、引き続き軽減措置の対象
- ② 一定の所得のある方は軽減なし
- ③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減措置

資格取得後2年間に限り均等割額 **5割軽減**

※③については、制度加入の前日まで会社などの健康保険（国民健康保険は除く。）の被扶養者だった方



## 令和7年度の保険料

保険料の計算は **所得割額** + **均等割額**

**所得割額** = (前年の総所得額 - 基礎控除額 43万円) × 10.31%

**均等割額** = **52,400円**

※賦課限度額は **80万円** です

## 保険料を納めないとならぬの？

- ・督促状や催告書が届き、**延滞金**が加算されます。
- ・特別な事情もなく滞納すると、差押などの滞納処分を受ける場合があります。

※保険料の納付が困難な時は、お早めに **国保けんこう課** へご相談ください。災害など一定の要件に該当する場合は、減免等の制度があります。

## マイナ保険証のメリット

### ①データに基づく最適な医療が受けられる

過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され、データに基づく最適な医療が受けられるようになります。

### ②転居等による保険証の切り替えや更新が不要

今後、転居などで必要だった保険証の切り替えや更新が不要になります。

### ③手続きなしで高額医療費の限度額を超える支払いが免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが確実に免除されます。

## 被保険者証の更新は8月ですよ！

マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には、「資格確認書」を送付する予定です。

7月に黄色い封筒で郵送します。

※資格確認書は名刺サイズのもので紙に貼り付いていますので、取り外してお使い下さい。

## 医療機関での医療費の負担は？

病院などで医療を受けたときに支払う月ごとの自己負担限度額は、下の表のとおりです。

医療費の支払いがこの限度額を超えた場合は、高額療養費を支給します。 令和7年4月1日から適用

所得区分	自己負担限度額(月額)			入院時食事代 (一食につき)	居住費 (一日につき)
	外来(個人ごと)	入院+外来(世帯単位)	4回目以降(注1)		
① 現役並み所得者(3割) 【課税所得 690万円以上】 (現役Ⅲ)	252,600円 ●医療費が842,000円を超えた場合は、 (医療費-842,000円)×1%を加算		140,100円	510円  (⑥・⑦のいずれにも該当しない指定難病患者は300円)	370円  (指定難病患者は0円)
② 現役並み所得者(3割) 【課税所得 380万円以上】 (現役Ⅱ)	167,400円 ●医療費が558,000円を超えた場合は、 (医療費-558,000円)×1%を加算		93,000円		
③ 現役並み所得者(3割) 【課税所得 145万円以上】 (現役Ⅰ)	80,100円 ●医療費が267,000円を超えた場合は、 (医療費-267,000円)×1%を加算		44,400円		
④ 一般Ⅱ(2割) 【課税所得28万円以上 145万円未満】	18,000円 または、6,000円+ (医療費-30,000円) ×10%の低い方を適用(注4) 年間上限額144,000円	57,600円	44,400円		
⑤ 一般Ⅰ(1割) 【課税所得145万円未満 で、2割負担の要件に 該当しない被保険者】	18,000円 (年間上限額 144,000円)				
⑥ 低所得者Ⅱ(区分Ⅱ) (1割)	8,000円	24,600円	240円(注2)		
⑦ 低所得者Ⅰ(区分Ⅰ) (1割)		15,000円	140円又は 110円(注3)		

⑥低所得者Ⅱ…世帯全員が住民税非課税の人

⑦低所得者Ⅰ…世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円の人(年金収入は80万円以下の人)

(注1) 過去12ヵ月以内に同一世帯で3回以上の高額療養費の支給を受けた場合の4回目からの限度額です。

(注2) 過去1年間の入院日数が90日を超える場合は190円に減額。ただし、新たに長期該当の申請が必要です。

(注3) 入院医療の必要性が高い方は、1食あたり110円となります。

(注4) 配慮措置に伴う計算方法です。医療費が30,000円未満であった場合は、30,000円として計算します。

令和7年9月30日までの適用です。



### そのほかに受けられる給付は？

**健康診査** 長崎県後期高齢者医療広域連合からの委託により、大村市が実施します。

自己負担額は無料です。

※詳しくは、今月号の別冊「健康のしおり」をご覧ください。

**はり・きゅう施術費助成** 助成額(1日1回)700円 限度回数 月5回まで

**お口“いきいき”健康支援(歯科健診)事業**

ご希望の歯科医院で2回を限度にお口の中の健康指導が受けられます。国保けんこう課の窓口又はお電話でお申し込みください。お申込み後、受診券をお送りします。

**療養費** 医療費の全額を支払ったときは、審査した後、決定した額から自己負担相当額を差し引いた額を支給します。※医師が必要と認めたコルセットなどの補装具を購入したとき等

**葬祭費** 被保険者が亡くなられたとき、葬祭を行った人(喪主)に葬祭費を支給します。

### 高額医療・高額介護 合算制度

世帯内で後期高齢者医療、介護保険の両方から給付を受けることによって、自己負担額が高額になったときは、両方の年間(8月から翌年7月)の自己負担額を合計して一定の限度額を超えた場合は、申請すると超えた額を支給します。

※該当する世帯へは、例年3月頃に申請についてのお知らせをしています。